

平成 29 年

第 1 回市議会定例会 議案第 46 号

函館市水産物地方卸売市場条例の一部改正について

函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

函館市水産物地方卸売市場条例（昭和 60 年函館市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 74 条関係）

区分	使用料
卸売業者売場	毎月の卸売金額の 1,000 分の 2 に相当する額
仲卸人売場	第 56 条第 2 項ただし書の規定により買い入れた物品の毎月の販売金額の 1,000 分の 2 に相当する額

別表第 3 中「800 円」を「720 円」に、「850 円」を「770 円」に、「750 円」を「680 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 および別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る市場の施設の使用料について適用し、同日前の使用に係る市場の施設の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

水産物地方卸売市場の売上高割使用料および面積割使用料を改定するため